⑸　その他
①　本業務は、提出された参加表明書及び技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）の対象業務である。
②　本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。
③　技術提案書は、持参により提出すること。
④　その他については、電子入札留意事項によることとする。

２　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における2019・2020年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
①　資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。
イ　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
ロ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
②　人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
イ　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
㈠　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
㈡　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
㈢　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
㈣　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
４）組合の理事
５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者
ロ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
ハ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
③　その他入札の適正さが阻害されると認められる関係　組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記⑴又は⑵と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑷　業務実施上の条件
①　法人に必要とされる業務の実績
当該業務に参加希望する法人は、平成21年度以降に都市部（ＤＩＤ※1）における２車線以上の幅員の鋼上部工及び鋼製橋脚を上下部一体の解析モデルを用いて、動的解析による耐震照査を含む実施設計※2又は概算設計※3を完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
※１　ＤＩＤとは、人口集中地区のこと。人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度１平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域。
※２　実施設計とは、次のいずれかの業務をいう。
・首都高速道路株式会社における「実施設計」業務
・国土交通省における「詳細設計」業務
・その他発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務
※３　概算設計とは、次のいずれかの業務をいう。
・首都高速道路株式会社における「概算設計」業務
・国土交通省における「予備設計」業務
・その他発注機関における国土交通省の「予備設計」と同等の業務
②　予定管理技術者に必要とされる要件
イ　技術資格　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。
ロ　業務実績　平成21年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。
同種業務：都市部（ＤＩＤ※1）における２車線以上の幅員の道路橋を支持する鋼製橋脚の動的解析による耐震照査を含む実施設計※2又は概算設計※3
類似業務：道路橋を支持する鋼製橋脚の動的解析による耐震照査を含む実施設計※2又は概算設計※3（同種業務を除く。）
ハ　手持ち業務量　令和元年８月30日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が４億円未満かつ件数が10件未満であること。

３　技術提案書の評価基準
⑴　技術提案書による評価
①　予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
②　予定管理技術者及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
③　予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
④　予定管理技術者及び予定担当技術者の当社及び公的機関からの表彰経験
⑤　予定管理技術者の当社での業務成績
⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価
①　ヒアリング対象者
イ　予定管理技術者
②　評価項目
イ　専門技術力の確認
ロ　業務への取組姿勢
ハ　質問に対する応答性